

## 議案第74号

### 取手市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項の規定により、令和3年3月31日をもって次の郵便局に係る取手市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことについて、同項において準用する同条第3項の規定により議会の議決を求める。

#### 記

指定を取り消す郵便局の名称 藤代山王郵便局

令和2年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

#### 提案理由

藤代山王郵便局でこれまで行われてきた住民票の写し等の証明書の交付事務を終了することに伴い、市の特定の事務を取り扱わせる郵便局としての指定を取り消すため、議会の議決を求めるものです。